県の責務 【条例第3条】

- ① 県は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、手話を使用しやすい環境の整備を推進し、手話を使用する上で障壁となるようなものの除去について必要かつ合理的な配慮を行うものとする。 ② 県は、ろう者である観光旅客、滞在者及び来訪者が安心して観光地等を訪れることができるよう、観光地等において手話を使用しやすい環境の整備に努めるものとする。 ③ 県は、ろう者及び手話通訳者その他手話を使用することができる者(以下「手話通訳者等」という。)の協力を得て、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、基本理念に対する県民の理解を深めるものとする。

基本的施策 1	情報の取得等におけるバリアフ	フリー化等【条例第8条】					
	条例が規定する内容	令和3年度~令和5年度の取組概要	令和5年度(12月末時点)の取組実績	取組の成果と課題	令和6年度の取組予定	部局名	課名
施策の展開 (1)	県政情報の手話による発信等						
し、及び県に きるよう、情	が県政に関する情報を円滑に取得 対してその意思を表示することがで 報通信技術の進展その他社会の諸情 慮しつつ、手話による情報の発信等	① 手話付きテレビ情報番組の制作・放映テレビ放送により県が提供する情報番組及同番組の録画配信(YouTube)において、を挿入して配信します。	√び 「県政だより みえ」(15分/月1回放映)、	・テレビ放送により県が提供する 情報番組及び同番組の録画配信に おいて、引き続き、手話通訳を行 う必要があります。	・テレビ放送により県が提供する情報番組及び 同番組の録画配信(YouTube)において、手話 を挿入して放映・配信します。	総務部	広聴広報課
		② 知事定例記者会見における手話通訳の知事定例記者会見等において手話による過を実施します。	実施 ・知事定例記者会見に手話通訳を配置しました。 ・新型コロナウイルス感染症や台風等に係る 県民への呼びかけを行う際には、可能な限り 手話通訳を配置しました。	週1回に変更しましたが、すべて に手話通訳を配置しました。	・引き続き、知事定例記者会見に手話通訳を配置します。 ・臨時的に行う知事会見等にも、可能な限り手 話通訳を配置していきます。	総務部	広聴広報課
		③ 県庁見学等の来庁時における情報保障保保 県庁見学において、手話通訳による情報係の確保に努めます。	訳者を配置し、通訳を行う体制を維持しまし	・引き続き、手話通訳を行う体制を維持する必要があります。	・県庁見学等来庁時の希望者に対し、手話通訳 者を配置し、通訳を行う体制を維持していきま す。		広聴広報課
		④ みえ出前トークにおける情報保障の確めると出前トークにおいて、手話通訳による報保障の確保に努めます。		・引き続き、手話通訳を行う体制 を維持する必要があります。	・みえ出前トークにおいて、手話通訳による情報保障の体制を維持していきます。	総務部	広聴広報課
		⑤ 県のイベント・会議等における情報保 確保 県が実施するイベントや会議、コマーシャ 等において、手話通訳による情報保障の確 に努めます。		を維持する必要があります。	・県のイベント・会議等において、手話通訳者 を配置し、通訳を行う体制を維持していきま す。	各部局共通	※障がい福祉 課で記載

条例が規定する内容	令和3年度~令和5年度の取組概要	令和5年度(12月末時点)の取組実績	取組の成果と課題	令和6年度の取組予定	部局名	課名
(続き)	話通訳の活用など、各施設の特性をふまえて、ろう者に配慮した観覧環境の提供に努めます。	下・「能ない」という。 ・「におい」とない。 ・「におい」と、 ・「におい」と、 ・「におい」と、 ・「におい」と、 ・「におい」と、 ・「におい」と、 ・「におい」と、 ・「におい」と、 ・「におい」と、 ・「におい」と、 ・「におい」と、 ・「におい」と、 ・「にいる。 ・「に、こ。 ・「、こ。 ・「	シ「しこま・ししど交・ろめ く・説用誘る ま聞き ま子み 、努 に利難かま聞き ま子み 、努 に利難がある。	・筆談 音に と と と と と と と と と と と と と と と と と と	環境生活部	文化振興課
	⑦ 選挙における情報保障の推進 政見放送が実施される選挙が執行される場合、手話通訳の付与が可能な制度の周知を図 るとともに、円滑な実施に努めます。	・政見放送が実施される選挙がなかったた め、実績はありませんでした。	る選挙において、候補者に対し手 話通訳の付与について働きかけを	・政見放送が実施される選挙が執行される場合、候補者に対し政見放送への手話通訳の付与について働きかけを行います。また、三重県聴覚障害者協会及び政見放送実施局と連携して、円滑に収録・放送ができるように調整を図ります。	選挙管理委	

条例が規定する内容	令和3年度~令和5年度の取組概要	令和5年度(12月末時点)の取組実績	取組の成果と課題	令和6年度の取組予定	部局名	課名
(続き)	マニュアル」に基づく情報保障の推進	バーサルデザインイベントマニュアル」等に ついて周知や啓発を図りました。	・引き続き、手話の利用を含めた わかりやすい情報の発信やユニ バーサルデザインに配慮された、 誰もが参加しやすいイベントの開 催を進める必要があります。	・引き続き、県の新規採用者研修等で「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」や「ユニバーサルデザインイベントマニュアル」等について周知や啓発を図り、手話を含めたわかりやすい情報の発信を促進します。	子ども・福祉部	地域福祉課
	⑨ 手話付き映像作品の製作・貸出 ろう者がさまざまな情報を入手できるよう、 三重県聴覚障害者支援センターにおいて、手 話付き映像作品を拡充するとともに無料貸出 を行います。	・手話付き映像作品の無料貸出を行いました。 三重県聴覚障害者支援センター:35件 聾学校:150件 ・手話付き映像作品の製作に取り組みました。 盲ろう当事者による手話動画:3本	・手話付き映像作品を拡充する必要があります。	・手話付き映像作品の無料貸出を行います。 ・手話付き映像作品の製作に取り組みます。 ・聴覚障がいについての啓発動画を制作しま す。	子ども・福祉 部	障がい福祉課

条例が規定する内容	令和3年度~令和5年度の取組概要	令和5年度(12月末時点)の取組実績	取組の成果と課題	令和6年度の取組予定	部局名	課名
施策の展開 (2) 手話通訳者等の派遣、ろう者からの 相談に応じる拠点機能の確保・拡充 等						
【第8条第2項】 県は、ろう者が日常生活において、手話により情報を取得し、その意思を表示し、及び他人との意思疎通を図ることができるようにするため、手話通訳者等の派遣及びろう者からの相談に応じる拠点の機能の確保及び拡充等を行うよう努めるものとする。	手話通訳者等の派遣や、ろう者からの相談に 応じるなど、三重県聴覚障害者支援センター を拠点として、ろう者に対する支援を実施し	・相談員を配置して、ろう者からの相談に対応しました。 登録相談員数:10名 相談件数:14件 ・難聴・中途失聴者向け手話教室を毎月第1 木曜日に開催しました。 延べ参加者数:74名 ・遠隔手話相談および遠隔手話通訳サービスのアプリを使ったお試し接続の期間を設ける等、利用促進に努めました。 遠隔手話相談件数:2件(上の相談件数と重複) 遠隔手話通訳サービス件数:0件	・引き続き、三重県聴覚障害者支援センターを拠点として、ろう者に対する支援を実施する必要があります。 ・遠隔手話相談および遠隔手話通訳サービスの利用についての啓発活動に努め、利用促進を図る必要があります。	・相談員を配置して、ろう者からの相談に対応します。 ・三重県などが実施する研修へ積極的に参加し、相談対応力の向上を図ります。 ・関係機関や専門機関との連携を図るとともに、専門知識を有する相談員の登録を呼びかけます。 ・難聴・中途失聴者向け手話教室を開催します。 ・遠隔手話相談および遠隔手話通訳サービスのアプリを使ったお試し接続の期間を設ける等、利用促進に努めます。	子ども・福祉部	障がい福祉
	② ろう者からの相談等に応じる拠点の機能拡充に向けた検討 ろう者が地域で安心して暮らすことができるよう、情報提供や相談支援等に応じる拠点機能の拡充に向けた検討に取り組みます。また、遠隔手話相談及び遠隔手話サービスについて、実施状況を検証し改善を図ります。	・遠隔手話相談および遠隔手話通訳サービス について、システム提供元が呼びかける情報 交換会に出席する等により、実施状況の検証 や課題分析をしました。	・遠隔手話相談および遠隔手話通 訳サービスを幅広く有効に利用で きる状況を整える必要がありま す。	・遠隔手話相談および遠隔手話通訳サービスに ついて、定期的に実施状況を検証するととも に、システム提供元が呼びかける情報交換会に 出席し、実施状況の検証や課題分析を行いま す。 ・遠隔手話相談および遠隔手話通訳サービスの 利用の促進を目的として、利用範囲の拡大を検 討します。	子ども・福祉部	障がい福祉
	向上にも資するよう、遠隔手話相談、遠隔手 話通訳サービス及び今後導入が予定されてい る電話リレーサービスを含めた I C T 等を活 用した意思疎通支援について、周知を図りま す。 また、行政窓口等における遠隔手話通訳サー ビスの活用等について、市町や関係団体と連 携・協力しながら検討します。	等、ICTを活用した意思疎通支援について 周知を図るため、市町や関係団体と連携・協 力を得て説明会を実施しました。 説明会開催数:2回	・ICTを活用した意思疎通支援について、引き続き周知を図る必要があります。	・引き続き、ICTを活用した意思疎通支援について周知を図ります。 ・行政窓口等における遠隔手話サービスの活用等について、市町や関係団体と連携・協力をしながら検討を行います。	スジナュ短が	障がい福祉

条例が規定する内容	令和3年度~令和5年度の取組概要	令和5年度(12月末時点)の取組実績	取組の成果と課題	令和6年度の取組予定	部局名	課名
施策の展開 (3) 災害時等における手話による情報取 得等のための措置						
【第8条第3項】 県は、災害その他非常の事態において、ろう者が 手話により安全を確保するため必要な情報を速や かに取得し、円滑に他人との意思疎通を図ること ができるよう、市町その他の関係機関との連携等 をはじめとする必要な措置を講ずるよう努めるも のとする。	報・コミュニケーションを支援できるよう、 市町に対して、福祉避難所の指定や福祉避難 所に係る社会福祉施設等との協定締結を働き	・市町担当者会議において、福祉避難所の確保促進に向けての働きかけを行いました。 ・福祉避難所の設置・運営に関する実務研修 を開催し、発災時において円滑に福祉避難所 を開設・運営できるよう、運営マニュアルの 策定の促進に取り組みました。		・引き続き、福祉避難所の確保促進及び、運営マニュアルの策定促進に向け、市町に働きかけます。	子ども・福祉部	子ども・福祉総務課
	② 聴覚障がい者災害支援サポーターの登録推進 災害発生時において、要支援聴覚障がい者の 安否確認や救援活動を迅速かつ適切に行える よう、聴覚障がい者団体及び関係機関の協力 を得ながら、手話が可能な聴覚障がい者災害 支援サポーターの登録を推進します。	・聴覚障がい者災害支援サポーター研修を開催しました。 参加者数:50名 災害支援サポーター:133名	・計画していたサポーター研修を 実施することができました。新し く登録者が増えました。 ・登録者の更新をする必要があり ます。	・市町等に聴覚障がい者災害支援サポーターを	子ども・福祉部	障がい福祉
	災害発生時に聴覚障がい者に対し手話等による支援等を行えるよう、三重県聴覚障害者支援センターと市町の間で、避難行動要支援者 名簿の提供等に関する協定の締結を促進します。 また、三重県聴覚障害者支援センターにおい	・協定締結市町と連携し、要支援者名簿の更新等を進めました。 ・三重県聴覚障害者協会が、「三重県災害派遣福祉チーム(三重県DWAT)」に協力施設として加入するとともに、関係者7名(災害支援サポーター5名、三重県聴覚障害者支援センター職員2名)が、三重県社会福祉協議会が実施する養成研修会を受講し、三重県DWATに登録しました。	・協定市町の担当者との連携を密にし、発災時に備えた対応を検討する必要があります。 ・三重県聴覚障害者協会が、三重県取る工に協力施設として加算るなど、災害時における聴覚らがるできるなど、の支援体制に動きが見られることから、協定等にもとがら、協定のあります。	・協定締結市町と連携し、要支援者名簿の更新等を進めます。 ・協定にもとづく連携のあり方や、三重県DW ATにおける三重県聴覚障害者協会の役割について、検討を進めます。	子ども・福祉部	障がい福祉

条例が規定する内容	令和3年度~令和5年度の取組概要	令和5年度(12月末時点)の取組実績	取組の成果と課題	令和6年度の取組予定	部局名	課名
施策の展開 (1) 手話通訳者等及びその指導者の育成、手話通訳者等の派遣等の体制の整備・拡充						
【第9条】 県は、手話通訳者等及びその指導者の育成に努め、市町その他手話通訳事業を行う者と連携して、ろう者が手話通訳者等の派遣等による意思疎通支援を適切に受けることができる体制の整備及び拡充に努めるものとする。	町や障がい当事者団体等からの派遣要請に応	・市町や企業、団体等からの派遣要請に応じて、手話通訳者等の派遣を行いました。 派遣時間数:2220.5時間	・引き続き市町や企業・団体等からの要請に基づき、手話通訳者等 の派遣を行う必要があります。	・市町や企業、団体等からの派遣要請に応じ て、手話通訳者等を派遣します。	子ども・福祉部	障がい福祉課
	② 手話通訳者の人材育成推進 ろう者と聞こえる人との意思疎通を行う手話 通訳者の育成を推進するため、地域バランス も考慮しながら、手話通訳者養成講座を開催 します。	・津会場にて2コースの手話通訳者養成講座 (受講期間2年間)を開催しました。 23期生:10名修了 24期生:8名受講中 手話通訳者全国統一試験:受験者25名	・登録手話通訳者を確保するため、手話通訳者養成講座を引き続き実施する必要があります。	・津会場のほか、県南部での開催が可能かどうか検討のうえ、引き続き2コース開催します。	子ども・福祉 部	障がい福祉課
	③ 手話通訳者全国統一試験対策学習会の実施 登録手話通訳者の確保を推進するため、手話 通訳者養成講座の修了者を対象に、手話通訳 者全国統一試験の対策学習会を実施します。	・試験対策学習会を11回実施し、延べ75名の申込がありました。	・計画していた試験対策学習会を すべて実施することができまし た。	・令和5年度の試験結果や傾向を踏まえ、学習 会の内容について検討・実施します。		障がい福祉課
	④ 手話通訳者の技術向上及び指導者の人材育成推進 手話通訳の専門化や多様化に対応するため、 手話通訳者スキルアップ研修を実施します。 また、指導者養成研修会の受講を促進し、手 話通訳者養成講座を担当する指導者の人材育 成を進めます。	・手話通訳者現任研修(年3回)について、 2回実施しました。 第1回 45名 第2回 37名 第3回 2月予定 ・養成担当講師が一堂に会し、新カリキュラムについて情報共有するとともに、講座運営についての課題を検討しました。	・手話通訳者の技術向上に引き続き取り組む必要があります。 ・養成担当講師のスキルアップを 図る必要があります。	・手話通訳者スキルアップ研修の実施や養成担 当講師連続講座の受講推奨などにより、人材育 成を推進します。		障がい福祉課
	手話奉仕員養成講座の修了者について、手話 の学習が途切れないように知識及び技術の向 上を図り、手話通訳者養成への着実なステッ	・5市2町より手話奉仕員養成事業の委託を受け、事業運営を行いました。また、2市1町より委託を受け、スキルアップ講座を実施しました。(受託団体:三重県聴覚障害者協会) ・全国手話検定試験に関する情報について、市町等への周知を行いました。		・カリキュラムや内容の変更に合わせた新テキストを用いた指導ができるよう、講師団の研修 を行います。		障がい福祉課
	⑥ 第21回全国障害者スポーツ大会(三重とこわか大会)に向けた情報支援ボランティアの養成 三重とこわか大会のリハーサル大会(令和3年5~6月)及び本大会(令和3年10月)の開催に向けて、情報ボランティアの養成講座を実施します。				地域連携·交 通部	スポーツ推進 課

条例が規定す	る内容	令和3年度~令和5年度の取組概要	令和5年度(12月末時点)の取組実績	取組の成果と課題	令和6年度の取組予定	部局名	課名
施策の展開 (1)	県民が手話を学習する機会の確保等						
訳者等と協力	の他の関係機関、ろう者及び手話通 して、県民が手話を学習する機会の るものとする。	① 県ホームページ等における手話に関する情報等の掲載 条例の理解促進及び手話の普及を図るため、 県や三重県聴覚障害者支援センターのホーム ページにおいて、条例の概要や手話に関する 情報を掲載するとともに、県民が一人でも多 く手話に触れ、一緒に手を動かして手話を学 べるよう、県ホームページに簡単な手話動画 を掲載します。	・県や三重県聴覚障害者支援センターのホームページに手話に関する情報を掲載しました。 ・県や三重県聴覚障害者支援センターのホームページに簡単な手話単語の動画を掲載しています。 ・ホームページに加えLINEの活用を開始し、タイムリーな情報発信に努めました。	・ホームページでの情報発信に加え、LINEによる情報発信ができました。登録者数が増加しました。	・引き続き、県や三重県聴覚障害者支援センターのホームページにおいて、手話に関する情報発信に取り組みます。 ・よりホームページを見てもらえるよう、内容の拡充やPRに取り組みます。 ・LINEでの情報発信を積極的に行います。		障がい福祉課
		② 手話パンフレット等による普及啓発 手話パンフレットなどを活用して、手話の普 及啓発を進めます。特に、次代を担う子ども たちに興味を持ってもらうため、イラストや 三重県聴覚障害者協会マスコットキャラク ター「できるカモん」等を活用した、効果的 な手話の普及啓発に取り組みます。	・「できるカモん」等を活用したチラシやクリアファイルを市町等に提供し、手話啓発を支援しました。 ・県が実施する手話講座等の際にパンフレットを配布し、普及啓発を図りました。 ・県民向け手話講座にて手話イラストパンフレットやファイルを配付しました。	・特に若い人に対して、手話の普 及啓発を進める必要があります。	・引き続き「できるカモん」を活用した啓発資材(チラシ・クリアファイル等)を用いて、手話の普及啓発に取り組みます。		障がい福祉課
		③ イベント等を活用した手話の普及啓発 次代を担う子どもたちに手話に興味を持って もらうため、関係団体や市町等と連携し、 様々なイベント等を活用して、条例について の理解促進や手話の普及推進を図ります。ま た、新型コロナウイルス感染症対策への配慮 やDXによる社会変革の動向も把握しながら 取組を進めます。	・聴覚障がいへの理解や手話への興味を持ってもらうための啓発動画を作成し、三重県聴覚障害者支援センターのホームページに公開しました。 啓発動画:3件・県民と県内の聴覚障がい者団体等が交流できる機会づくりを目的に、3月に県総合文化センターにおいて「センターまつり」を開催する予定です。	・動画作成によって、広く啓発を 行うことができました。 ・イベント等を活用して手話の普 及啓発を行う必要があります。	・ろう者の理解や手話への興味を持ってもらうための啓発動画を作成します。 ・引き続き、県民と県内の聴覚障がい者団体等が交流できる機会づくりを目的に、「センターまつり」を開催します。開催の際には、多くの県民が利用する施設で開催することにより、効果的な普及推進を図ります。	子ども・福祉	障がい福祉課
		④ 県民向け手話講座の開催 聞こえる人が手話に関心を持ち、ろう者と簡単な手話によるコミュニケーションができるように、県民向け手話講座を開催します。	・幅広い方に手話に関心を持ってもらえるよう、県民向け手話講座と学生向け手話講座を計15回実施しました。 [社協1回、企業1回、小学校2回、中学校1回、高校6回、専門学校1回、県立図書館1回、ボランティア団体2回]	・引き続き、幅広い方を対象に手 話講座を開催する必要がありま す。 ・県立学校長会にて呼びかけを 行ったことにより、多くの高校か らの依頼がありました。 ・県立図書館にて「手話のおはな し会」を開催したことにより、県 内各地から親子の参加がありまし た。	・引き続き、県民向け手話講座を開催します。 ・令和6年4月から、事業者による、手話を含めた合理的配慮の提供が義務化されることをふまえ、事業者を対象にした手話講座の取組を強化します。		障がい福祉課
		⑤ 手話サークル団体の情報提供等 地域で活動する手話サークル団体の交流促進 や情報交換を図るとともに、県民が手話を学 ぶことができるよう手話サークル団体に係る 情報提供を行います。	・県民が手話を学ぶことができるよう、手話 サークル団体についての情報提供を三重県聴 覚障害者支援センターのホームページ等で行 いました。	・県民が手話を学ぶことができる よう、手話サークル団体等の情報 提供を行う必要があります。	・手話サークル団体の交流促進等を図ります。 ・県民が手話を学ぶことができるよう、手話 サークル団体についての情報提供をホームペー ジ等で行います。	子ども・福祉部	障がい福祉課

条例が規定する内容	令和3年度~令和5年度の取組概要	令和5年度(12月末時点)の取組実績	取組の成果と課題	令和6年度の取組予定	部局名	課名
施策の展開 (2) 県職員に対する手話研修等の実施						
【第10条第2項】 県は、その職員が基本理念を理解し、手話を学習する取組を推進するため、手話に関する研修等を行うものとする。	① 県職員及び市町職員に対する研修の実施 県及び市町の機関において、基本的な手話に より、ろう者とコミュニケーションを図るこ とができるよう、県職員に対する手話研修を 実施するとともに、市町に対する支援とし て、市町職員向け手話研修を実施します。		・引き続き、県職員及び市町職員 に対する手話研修を実施する必要 があります。 ・研修のアンケートで、ろう者と のコミュニケーションの機会が あったことが良かったとの意見が あったことから、引き続き、研修 で参加者とろう者の対話の時間を 確保する必要があります。	・県職員及び市町職員に対する手話研修を5回 実施します。研修は、手話通訳者及びろう者が 講師となり、参加者が、手話を身近に感じられ る内容とします。		障がい福祉課
		ド型研修(ネットDE研修)を紹介する際に、本講座の情報を掲載し配付しました。また、三重県総合教育センターWebページの研修一覧に掲載しました。このほか、特別支援教育に係る講座において、本講座の受講を推奨したり、悉皆研修等集合研修の機会に講	・オンデマンド型研修(ネットD E研修)では、本年度66人(12月 末時点)の受講がありました。 ・オンデマンド型研修(ネットD E研修)について、様々な機力で、周知したり、受講を講の したりするなど、引き続き受講の 促進に努める必要があります。	・年度当初の県内関係機関(学校も含む)に、オンデマンド型研修講座(ネットDE研修)を紹介するために、三重県総合教育センターWe bページの研修一覧で本講座の情報を掲載します。特別支援教育に係る講座においては、本講座の受講を推奨したり、悉皆研修等集合研修機会に講座案内のチラシを配付したりするなど、引き続き受講の促進に努めます。	教育委員会	研修推進課

条例が規定する内容	令和3年度~令和5年度の取組概要	令和5年度(12月末時点)の取組実績	取組の成果と課題	令和6年度の取組予定	部局名	課名
施策の展開 (3) 幼児、児童、生徒、学生に対する手話 学習の取組促進						
【第10条第3項】 県は、手話に関する学習が共生社会についての理解の増進に資することを踏まえ、幼児、児童、生徒及び学生が手話を学習する取組を促進するよう努めるものとする。	活用し、児童生徒の手話による合唱や演劇、	露しました。 ・国語科や特別活動等で、簡単な手話や指文字がコミュニケーションの一つであることを学習しました。 ・小中合同発表会で中学生が手話劇に取り組み、劇のシナリオを手話に起こしたり、劇に向けて外部の方に手話を指導していただいたりしました。 ・学校の廊下に手話カレンダーを掲示し、手話に親しむ機会を設けました。	・手話教室等による体験学話を登り、 を書いるなど、 を書いるなどが、 を書いるなどが、 を書いるなどが、 を書いるなどが、 を書いるのでは、 を学されるが、 を書いるが、 を書います。 を書いるが、 を	・総合的な学習の時間を活用するなど、手話に ついて学習する機会を含めた福祉教育が進めら れるよう、各市町等教育委員会の指導主事等を 対象とした会議等で情報提供していきます。	教育委員会	小中学校教育 課
	② 手話に関する授業や活動する機会の充実高等学校において、学校の実態や生徒の特性等に応じて、学校設定科目として手話に関する授業を実施するとともに、ボランティア活動として手話を使った様々な活動の取組を行います。	・県立高等学校9校で、学校設定科目として、手話に関する授業を実施しています。	・引き続き、学校設定科目を開設 し、手話に関する授業を実施でき るようにする必要があります。	・県立高等学校9校で、学校設定科目として、 手話に関する授業を実施します。 ・部活動等において、生徒が手話を使った活動 に取り組むよう、働きかけます。	教育委員会	高校教育課
	③ 手話についての理解啓発の促進 聾学校において、幼稚園・小中学校・高等学 校との交流及び共同学習を進めるとともに、 手話の普及促進に係るリーフレット等を活用 し、手話についての理解啓発を図ります。	・学校間交流を、幼稚部3回、小学部10回、中学部2回、高等部3回、寄宿舎2回(オンラインによる交流を含む)実施し、手話についての理解啓発を図りました。	・対面による交流及び共同学習を 実施しました。 ・引き続き、幼児児童生徒が手話 に接する機会を作り、手話につい ての理解啓発を図る必要がありま す。	・聾学校において小中学校等との交流及び共同 学習を計画的、組織的に進めます。 ・交流及び共同学習において、小中学校等の幼 児児童生徒が手話に接する機会を作り、手話に ついての理解啓発を図ります。	教育委員会	特別支援教育課
	④ 人権学習指導資料の活用 手話に関する内容を掲載している人権学習指導資料(県教育委員会発行)の教材活用を各学校に働きかけます。	「三重県手話言語条例」の基本的施策において子どもに対する手話学習の取組の促進が提起されていることにもふれながら研修を行	・障がい者の人権に係る問題の解 決に向けた学習を進めるためした学習を進めると 権学習指導資料の活用を促進言語外 した。また、て、各教科の会に関連がして、 の学習を進めるよう、働きかけての学 の学すを を がいます。 ・年度関する を がいまながい を がいます。 ・年度関する を がいまがい を がいまがい を がい を がい を がい を がい と がい と がい と がい と	・子どもの発達段階に応じ、障がい者の人権に 係る問題を解決するための学習が系統的に行わ れるよう、各学校が作成している人権教育カリ キュラムの改善と人権学習指導資料の活用を促 進します。 ・各教科の教材や内容に関連づけて、手話につ いての学習を進めるよう、働きかけていきま す。		人権教育課
	な人と話す方法等についての授業を実施し、 次代を担う子どもたちにユニバーサルデザイ ンの考え方の浸透を図り、手話を使用しやす	出前授業」を30回開催しました。(令和5年度開催予定回数 32回) ・県民手話講座において、小学校2校、中学校1校、高校6校で手話教室を開催しました。また、県立図書館において「手話のおはなし会」を実施し、子ども16人・大人9人の参加がありました。	・次代を担う子どもたちにユニ バーサルデ話を使用した。 がで図りを推進した。 引きを実施した。 がありを推進がです。 では、学校いでするですがあります。 を要があります。 ・引き、子どがありますを を要があります。 ・引き、子どものでは、 を関る必要があります。 ・自い、 を図る必要があります。	・引き続き「ユニバーサルデザインのまちづく り学校出前授業」を実施し、ユニバーサルデザ インの意識を育み、手話を使いやすい環境づく りを進めます。 ・引き続き、県民手話講座において、子どもを 対象にした手話教室を開催します。	子ども・福祉部	地域福祉課 障がい福祉課

条例が規定する内容	令和3年度~令和5年度の取組概要	令和5年度(12月末時点)の取組実績	取組の成果と課題	令和6年度の取組予定	部局名	課名
施策の展開 (1) ろう児が在籍する学校での手話教育 の環境整備、教職員の手話技術の向 上						
【第11条第1項】 県は、聴覚障がいのある幼児、児童又は生徒(以下この条において「ろう児」という。)が手話を獲得し、手話により各教科等を学習し、及び手話を学習することができるよう、ろう児が在籍する学校において幼児期から手話の教育を受けることができる環境を整備し、当該学校の教職員の手話に関する技術を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。	様々な学びや体験ができるよう、自立活動の 時間における指導をはじめ、学校生活全般を 通した手話自体の学習及び手話による学びの	・手話により、様々な学びや体験ができるよう、年齢や発達段階に応じた方法及び内容を用いてコミュニケーション力の向上をめざし、手話の学習に取り組みました。	・学校生活全般を通して、手話の 学習及び手話による学習に取り組 みました。引き続き、幼児期から 手話の教育を受けることができる 環境を整備する必要があります。	・聾学校に在籍するろう児が、手話により、 様々な学びや体験ができるよう、自立活動の時間における指導をはじめ、学校生活全般を通し た手話の獲得、手話の学習及び手話による学習 に取り組みます。	教育委員会	特別支援教育課
	② ICT機器を活用した学習における手話等への配慮 新型コロナウイルス感染症対策や非常変災等による臨時休業等における対応としてICT 機器を活用したオンライン教材を提供する際 には、手話等の情報保障に取り組みます。	・聾学校においてオンラインによる授業等を 実施する際には手話等の情報保障に取り組み ました。	・聾学校においてオンラインによる授業等を実施する際には手話等の情報保障に取り組む必要があります。	・聾学校においてオンラインによる授業等を実施する際には手話等の情報保障に取り組みます。	教育委員会	特別支援教育課
	③ 教職員に対する研修の実施 聾学校において、聾学校教職員の手話に関す る知識や技術の向上を図るため、校内研修会 を実施するとともに、聾学校以外の教職員が 参加できるよう、夏季研修会や公開講座を実 施するなど、計画的な研修を実施します。	・聾学校教職員の手話に関する知識や技術の 向上を図るため、教職員向け手話研修会を10 回実施しました。	・手話研修会では、学校教育や日常会話に用いる手話を中心とした内容を実施し、教職員の手話に関する知識や技術の向上を図りました。引き続き、教職員を対象とした手話研修を実施する必要があります。	・聾学校において、聾学校教職員の手話に関する知識や技術の向上を図るため、校内研修会を実施します。 ・聾学校以外の教職員が参加できるよう、夏季研修会や公開講座について、計画的に実施します。	教育委員会	特別支援教育課
条例が規定する内容	令和3年度~令和5年度の取組概要	令和5年度(12月末時点)の取組実績	取組の成果と課題	令和6年度の取組予定	部局名	課名
施策の展開 (2) ろう児が在籍する学校での保護者へ の手話学習の機会の確保等						
し、並びに手話に関する教育に係る相談及び支援	手話に関する学習の機会を確保するため、保 護者を対象とした手話講習会を実施するとと	・聾学校に在籍するろう児の保護者に対して、手話に関する学習の機会を確保するため、保護者を対象とした手話講習会を26回(初級13回、中級13回)実施するとともに、保護者からの手話の相談について支援を行いました。	・保護者を対象とした手話講習会 では、より参加しやすい形式と加 て内容を初級・中級に分けて実施 することで、保護者の手話に関す る学習の機会を確保しました。引 き続き、保護者への手話に関す き続きび支援とともに講習会を 相談及び要があります。	・聾学校に在籍するろう児の保護者に対して、 手話に関する学習の機会を確保するため、保護 者を対象とした手話講習会を実施するととも に、内容の充実を図ります。 ・保護者への手話に関する相談及び支援を実施 します。	教育委員会	特別支援教育課

条例が規定する内容	令和3年度~令和5年度の取組概要	令和5年度(12月末時点)の取組実績	取組の成果と課題	令和6年度の取組予定	部局名	課名
施策の展開 (3) 聴覚障がいのある乳幼児、保護者への手話学習の機会の確保						
県は、聴覚障がいのある乳児が手話を獲得するための機会を確保し、及びその保護者に対する手話に関する学習の機会を確保するよう努めるものとする。	聾学校において、聴覚障がいのある乳幼児及び保護者の手話に関する学習の機会を確保するため、乳幼児及び保護者を対象とした教育相談を通して手話獲得の取組を進めるとともに、保護者を対象とした手話講習会を実施します。	て、手話に関する学習の機会を確保するため、保護者を対象とした手話講習会を26回(初級13回、中級13回)実施しました。 ・乳幼児の保護者への手話に関する支援として、親子活動や保護者の子どもに対する望ましい接し方等について個別の相談を実施しました。		・聾学校において、聴覚障がいのある乳幼児及び保護者の手話に関する学習の機会を確保するため、教育相談を実施します。	教育委員会	特別支援教育課
	② 聴覚障がいのある乳児、保護者への支援等子ども心身発達医療センター難聴児支援課において、聴覚障がいのある乳児の保護者を対象に手話学習会を実施するなど、聴覚障がいのある乳児とその保護者への支援の一環として手話の普及に努めます。また、聴覚障がいのある乳幼児への適切な支援が行えるよう、保健福祉・医療機関等の職員に対して手話に関する理解の促進を図ります。	・子ども心身発達医療センター難聴児支援課において、聴覚障がいの0歳児の保護者を対象に、手話に触れる機会を確保するため、0歳児療育(つくしんぼ)集団支援や保護者講座の中で、手話学習会を8回実施しました。	く一助となることから、手話に関	・引き続き、子ども心身発達医療センター難聴 児支援課において、聴覚障がいのある 0 歳児と その保護者への支援の一環として、手話学習会 の開催など、手話に触れる機会を確保すること により、その普及に努めます。	子ども・福祉部	子ども心身発 達医療セン ター 障がい福祉課

事業者への支援 【条例第12条】

条例が規定する	5内容	令和3年度~令和5年度の取組概要	令和5年度(12月末時点)の取組実績	取組の成果と課題	令和6年度の取組予定	部局名	課名
ルネリ股州 ス	事業者のろう者へのサービス提供時 スはろう者雇用時における手話の使 月に関する合理的配慮への支援						
とき又はろう者 使用に関して合	べろう者に対しサービスを提供する 音を雇用するときにおいて、手話の 合理的な配慮を行うための取組に対 を援を行うよう努めるものとする。	県内各ハローワークが実施する障がい者就職 面接会において、手話通訳者の派遣を行いま	・9月から11月の県内の障がい者就職面接会 (桑名、四日市、鈴鹿、津、松阪、伊勢、伊 賀の7地域)において、手話通訳者の派遣を 行いました。	・就職面接会において、手話通訳 のサービスを提供したことで、企 業とろう者のマッチングにつなげ ることができました。	・令和6年度も9月から11月に県内の障がい者 就職面接会(桑名、四日市、鈴鹿、津、松阪、 伊勢、伊賀の7地域)を予定しており、手話通 訳者を派遣予定です。	雇用経済部	障がい者雇 用・就労促進 課
			・ステップアップカフェ「だいだい食堂」を中心に定期的に開催しているセミナー(ステップアップ大学)において、手話通訳者が必要な場合は申込時に確認を行いました。(該当者0人)	・オンラインセミナーでの周知の手法に工夫をこらす必要があります。	・ステップアップ大学などのセミナーにおいて、手話通訳者が必要との申込があった場合には、引き続き手話通訳者の派遣を行います。	雇用経済部	障がい者雇 用・就労促進 課
		と連携のうえ、バリアフリー観光に係る実態 調査を行うとともに、県内の観光施設、宿泊 施設に対して、聴覚障がいのある方々とのコ	・宿泊施設2施設、観光施設5施設を対象に、聴覚障がいの方々の対応状況等に関する実態調査を行うとともに、施設管理者に対し、手話通訳をはじめ、口話・筆談なども含め、コミュニケーションの方法やポインを行いました。・国の「観光施設における心のバリアフリー認定」の取得促進に向けて、バリアフリー接遇研修を実施し、その中で耳マークの掲示や簡単な手話についてのアドバイスを行いました。	のアドバイス、「観光施設における心のバリアフリー認定」の取得 促進に取り組む必要があります。	・バリアフリー観光を推進するため、関係機関と連携のうえ、バリアフリー観光に係る実態調査を行うとともに、県内の観光施設、宿泊施設に対して、聴覚障がいのある方々とのコミュニケーションのとり方等のアドバイスを行います。	観光部	観光振興課
		事業所等に対して、福祉従事者研修など様々 な機会を通して、ろう者へのサービス提供時	・三重県手話言語条例や厚生労働省が公表している「障害者差別解消法福祉事業者向けガイドライン」などを、障害福祉サービス事業所や介護保険サービス事業所向けのホームページで紹介し、合理的配慮の実施について周知を図りました。	・障害福祉サービス事業所や介護 保険サービス事業所に対して、引 き続き周知を図る必要がありま す。	・引き続き、合理的配慮の実施について、周知 を図ります	子ども・福祉 部 医療保健部	障がい福祉課 長寿介護課
		いて、「手話による対応」ができる医療機関 を表示し、周知を図ります。また、全国統一 の医療機関検索システムの検討においては、	持管理し、医療機関に対して周知を図ることで、手話対応が可能として表示される医療機関の増加に努めます。 令和6年4月1日から、全国統一の医療機関検索システムに移行していくことが検討さ	なっています。現状として当該情	・引き続き、システムでの表示項目として維持管理し、医療機関に対して周知を図ることで、 手話対応が可能として表示される医療機関の増加に努めます。	医療保健部	医療政策課

基本的施策 6	手話に関する調査研究の推進	【条例第13条】						
条例が規定する内容		令和3年度~令和5年度の取組概要		令和5年度(12月末時点)の取組実績	取組の成果と課題	令和6年度の取組予定	部局名	課名
施策の展開 (1)	ろう者及び手話通訳者等が行う手話 に関する調査研究の推進等							
するために行	及び手話通訳者等が手話の発展に資う手話に関する調査研究の推進及び 及に協力するものとする。	① 手話に関する調査研究への ろう者や手話通訳者等の関係団 に関する調査研究の推進及び成 力します。]体が行う手話	・ろう者や手話通訳者等の関係団体、県関係 各課等が行う手話に関する調査研究の推進及 び成果の普及に協力しました。	・引き続き、手話に関する調査研 究の推進及び成果の普及に協力す る必要があります。	・新たな手話に関する調査研究の推進及び成果の普及に協力します。	子ども・福祉 部	障がい福祉課

[数値目標の現状]

関連 施策 番号	項目	令和2年度 (年度末) ※第2次計画策定時	令和3年度 (年度末)	令和4年度 (年度末)	令和5年度	令和5年度末 (計画目標)
⊚1	災害時における聴覚障がい者支援に関する 協定を締結した市町の数	11市町	1 1 市町	11市町	11市町 (12月末時点)	14市町
⊚2	登録手話通訳者数(県)※1	113人	111人	116人	116人 (12月末時点)	125人
○1 ◎2	手話通訳者の派遣件数(県) ※2	472件	552件	591件	501件 (12月末時点)	900件
©3	手話に触れたことのある子どもの割合 ※3	72.9%	78.4%	77.8%	76.9%	80%
○3 ⊚4	聾学校における保護者向け講習会の参加者 数 (累計) ※4	1,531人	1,903人	2,314人	2,654人 (12月末時点)	2,200人

- ※1 3月31日時点の登録者数
- ※2 県の実績(記者会見等への配置を含む)+三重県聴覚障害者支援センターの実績(遠隔手話通訳サービスを含む)
- ※3 手話に触れたり、手話を学んだりしたことのある小学生・中学生・高校生の割合(県キッズ・モニターアンケート)
- ※4 令和5年度目標は平成29年度~令和5年度の累計